

WTO ルールが政策決定に与えた影響について [レジюме]

(GATS、TRIS に関連する事例から)

松下 達也(H17.6.12)

大規模小売店舗規制及び知的財産政策の2つの事例を例に、WTO ルールが果たしてきた役割を紹介するとともに、その経験を通じて感じている WTO ルールに対する疑問や今後の課題について以下のとおり私見を述べる。

・大規模小売店舗（大型店）規制の事例

1 . 経緯

(1)昭和 49 年 旧大店法制定

(中小小売商業者の事業機会確保のため、大型店の「店舗面積」、「閉店時刻」、「休業日数」、「開店日」を調整。)

* 法制定後規制強化が進んだが、昭和62年頃から規制緩和に転換。

(2)平成 7 年 GATS 発効

(旧大店法の規制は、GATS の規定に違反しないとの判断の下、我が国は留保せず。)

* 大型店規制については、仏・伊などは留保。他方、(土地利用規制の一環としての大型店立地規制、労働者保護の視点からの営業時間規制などは行っているにもかかわらず)独・英・米は、留保無。

(3)平成 9 年 旧大店法等は GATS 違反であるとして米国から二国間協議要請

【関連条文】

6 条 国内規制

1 加盟国は、特定の約束を行った分野において、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが、合理的、客観的かつ公平な対応で実施されることを確保する。

16 条 市場アクセス

加盟国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず次の措置を維持し又はとってはならない。

a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件、独占又は排他的なサービス提供者のいずれによるものであるかを問わない。）

c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当て又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）注 *output規制
注 この(c)の規定には、サービスの提供のための投入を制限する加盟国の措置を含まない。

(4)平成 10 年 経済的規制である旧大店法を廃止(12 年)。社会的規制を中心とする「まちづくり三法(大店立地法、都市計画法、中心市街地活性化法)」へと政策転換

【旧大店法の限界(政策転換の背景)】

計画的な地域づくりとの整合性の確保が必要。

交通、騒音、廃棄物など周辺生活環境問題に対応できない。

中小小売業の事業活動の確保の観点からも有効性が低下。

大店法を廃止すべきとの国内外の強い指摘が存在。

【政策実現のために、WTO ルールなどを最大限活用。】

2. 現状

(1)政策転換後の小売業を巡る変化

郊外大型店の出店増加(出店件数全体は増加していないが、契機低迷の中では活発。)

営業時間の拡大(深夜営業、24 時間営業増)

中小小売業者等地域の商店街の疲弊

大手小売業者の破綻(マイカル、そごう、ダイエー等)

地方公共団体では、拘束力のない独自条例策定の動き(立地調整型、営業時間調整型、生活環境保持型、地域貢献勸奨型)

(2)規制を強化すべきとの要請の高まり

大型店の郊外への進出や中心部からの撤退は、商店街といった商業分野のみならず「まちづくり」に多大な影響有。

与野党とも、見直しに向けた検討チームを立ち上げ、議論が進展。

(3)WTO ルールとの関係での指摘

旧大店法も、日本政府は GATS 違反でないと言明してきており、規制強化の障害とならないのではないかと主張してきており、(政策転換時の説明は、意図的に誤解を与えたのではないかと。) 商業者間の調整でない都市計画法など土地利用制度の目的から、国や地方公共団体が規制を行うことは、可能ではないか。

1)「規制目的」が土地利用規制であればよいのではないかと。諸外国でも、土地利用規制を活用し実質的な売場面積の上限を定めている場合もある。

2)「規制主体」が、国ではなく地方公共団体であれば認容されるのではないかと。

1 条 適用範囲及び定義

この協定は、サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用する。

この協定の適用上、「加盟国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置

加盟国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域

及び地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

* 日本国内法におけるいわゆる「利用し得る妥当な措置」としては、地方自治法に基づく「技術的な助言及び勧告」、「是正の要求」がある。

【地方自治法（抜粋）】

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

（是正の要求）

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

【大規模小売店舗立地法】

（地方公共団体の施策）

第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

* 法案に対する国会の附帯決議

本法第13条の「地域的な需給状況を勘案することなく」との文言は、本法がWTOの諸規定に適合するものであることを明確にしたものであることを踏まえ、改正都市計画法等を活用して諸外国でも行われている中心市街地活性化等のための郊外開発の規制等は行われ得ることを明らかにし、この旨を周知徹底すること。

カルフルーの日本市場からの撤退を含め、諸外国企業は、日本市場参入への魅力を失っている。仮に規制強化しても、WTOの紛争処理手続きが講じられる可能性は低いのではないかと。

現在、まちづくり三法の見直しを含む施策のあり方について検討中。

1. 経緯

平成 14 年～ 知的財産戦略会議 知的財産基本法 知的財産推進本部 知的財産推進計画 (知的財産立国実現に向けた取り組みの強化が加速化)

その施策の一環として、国際貿易・投資ルールとの関係の深い模倣品・海賊版等知的財産権侵害品対策強化も含有。その主な柱は、(1)と(2)。

我が国産業界も、かかる問題に対する対応強化を政府に対し強く要請。

*国際商工会議所(ICC)調査によれば、世界の全貿易量の 5～7%が模倣品・海賊版。

(1)国内流入防止対策

平成 15 年以降 3 年連続 関税定率法改正

特許庁を活用した特許権・実用新案権・意匠権侵害品対策強化

育成者権の輸入差止申立制度導入

税関手続き開始時における輸入者名等の情報開示

形態模倣品への輸入差止申立制度(予定)

制度制定時における WTO ルールとの関係

TRIPS ルールとの関係

TRIPS 第 4 節(51 条-60 条)との関係を中心に整合性を検討。期間設定等手続的整合性を中心。

GATT との関係 (TRIPS ルールに整合的な制度でも GATT との関係は残る。)

1930 年関税法 337 条(1989 年 11 月 7 日採択の ITC パネルの先例)

1) フォーラム選択権の不在、2) 窮屈で固定された期間制限、3) 反訴の機会の不在、4) 一般排除命令の可能性、5) 排除命令の米国税関による自動的執行、ITC と連邦地裁での二重応訴の可能性から、米国特許法違反を問われた輸入品に不利な待遇を与えていると結論され、GATT3-4 条に違反。

現行 ITC 制度も米 EU 間での二国間協議中ではあるが、進展無。EU 企業も恩恵を受けており、本気で争う気なし(?)。

【 WTO ルールに違反しない方法で、最大の実効性を得られる制度設計の必要性。
ルールとの関係でグレーな面がないとは言えないが、国内政策目的の実現を優先。】

(2)海外市場対策

平成 13 年 12 月 中国の WTO 加盟を契機に交渉強化。

* TRM(Transitional Review Mechanizum)や TRIPS 法令レビューの場の活用
産業界からは、ルールの理解不足によるやや過度な期待有?

* 二国間交渉、先進国間協力

制度面というより、むしろ実効面での問題点が多い。

* 再犯者が多く、知的財産権侵害に対する抑止力がないことが最大の問題。

その要因を分解すれば、例えば、以下のような課題有。

刑事的措置（刑事訴追基準の存在、刑事訴追が不十分など）

行政的措置（制裁が弱い、ニセモノ製造設備廃棄をはじめ押収が不十分など）

民事的措置（損害認定額が低い、判決の執行が不十分など）

【 WTO の条文をできるだけ広く解釈して交渉。拘束力を有する国際ルールとしての WTO ルールの役割が重要。】

2. 現状

(1) 国内流入防止対策

制度設計時の予想を超えた活用実績。

* 従来のブランド品などに加え、特許権侵害のトナーカートリッジ等も差止め。

韓国などからの批判

富士通 vs サムソン（特許権侵害判断を税関が行うこと等への批判。）

* 他方で、アジア諸国が日本同様の制度を導入した際の濫用されることも懸念。

日本版 ITC を設置すべきとの主張有。

(2) 海外市場対策

ルールの限界

規定内容の不明確さ

4 1 条 一般的義務（知的所有権の行使）

1 加盟国は、この部に規定する公私手続きによりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、当該行使手続きを国内法において確保する。このような行使手続きは、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保証措置を提供するような態様で適用する。

6 1 条 刑事上の手続

加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作権の違法な複製について適用される刑事上の手続き及び刑罰を定める。（～後略）

明文化されていない事項の存在

税関没収品の競売ルール、外国著名商標保護の具体的手法など

エンフォースメントを争う際の課題

WTO ルールに沿った法制度は整備されていても、当該法制度に基づく適切な取

締がなされていない場合に WTO 上どのように対応すべきか。

-先例なく、争う手法が難しい。仮に、パネルに勝利して何が得られるのか。

(制度を一部改正しただけでは無意味。取締件数を増やすなど実効性を確保する提訴方法は?)

-non-violation の活用(TRIPS64 条 2 の制約有。)又は non-violation 的な争い方?

日本においては、特定業界のみの被害でない場合に、産業界の協力が得られにくい。

結局は、米国の政治力を活用した二国間交渉が最も有効?

．経験から感じている論点

1 ．(協定内容と紛争処理手続の組み合わせによる) WTO の機能にどこまで期待すべきか。

GATS タイプ

[1)国際貿易・投資に悪影響を及ぼすこともあるが、その関連度合いに相違有、2)また、各国で広く一般的にみられる国内規制全体に関連があるような制度。]

(主な特徴)

対象となる制度が広範。外延が GATT に比して不明確。

地方公共団体による規制も存在。

多種・多様な規制手法が存在。

ネガチェックルールしか規定できない。このため、被害を受けている国が個別に調査し紛争処理手続きを講じることが原則であるという整理でよいのか？

しかし、地方公共団体の規制をカバーするには限界有。これを網羅的に手当する手法はあるのか？

TBT 協定

3 条 強制規格の地方政府機関及び非政府機関による立案、制定及び運用

加盟国の領域内の地方政府機関及び非政府機関に関し、

3.1 加盟国は自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関が前条の規定(2.9.2及び2.10.1に規定する通報の義務を除く。)を遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3.2 加盟国は中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府の強制規格が2.9.2及び2.10.1の規定に従って通報されることを確保する。(～略～)

3.4 加盟国は、自国の領域内の地方政府機関及び非政府機関が前条の規定に反する態様で行動することを要求し又は助長するような措置をとってはならない。

3.5 加盟国は、前条のすべての規定の遵守についてこの協定の下で完全な責任を負う。加盟国は、中央政府機関以外の機関が同情の規定を遵守することを支援する積極的な措置及び制度を企画立案し、実施する。

政府調達協定

地方政府機関もコミットメント。ただし、手続きは一部簡素化(入札参加招請手続)。

GATS 強化はあっても、他の分野に波及することはなし？むしろ FTA で重要？

TRIPS タイプ

[健全な国際貿易・投資の歪曲を防止する可能性が高い分野に限り、各国が最低限のルールを整備するよう規定する制度。]

(特徴)

実体規制を新たに合意することについての交渉が困難。(知財ルールは WIPO 有)

ポジのルールとネガのルールの組み合わせが可能。

実効性は運用面に委ねられる部分大。

そもそも WTO の対象とすべき分野か？

WTOの対象とすべきとすれば、拡大可能な分野は（環境・競争）？

条文上の詳細さをどの程度期待すべきか？

ルールのみならず運用（enforcement）まで実効性を確保させる必要性やそのための具体的な手法はあるのか？

2. 「攻める立場」と「守る立場」のバランスをどのように考えて、WTOルールを構築すべきか。

[例]

大型店規制：

「国内の規制強化の要請への対応」vs「中国でのルール化」

* 中国では大型店規制などの動きもあり、日本の旧大店法への規制への関心も高い。

知財国内流入防止対策：

「国内法制度での実効性確保」vs「他国が同様の制度導入することへの懸念」

以 上